

## 連携した取組み案

### 1. 各種セミナー等での労働基準法等の周知啓発

事業主や業界団体等に対し、さまざまな機会を通じていわゆるブラック企業にならないための労働法の基礎知識を周知啓発する。

### 2. キャンペーン期間における集中取組み

「過労死等防止啓発月間・過重労働解消キャンペーン」(11月)に、街頭キャンペーンや相談窓口の周知、シンポジウム等を集中的に行う。

また、新たに「時間外・休日労働協定(36協定)周知期間(仮称)」(1月16日～2月15日(予定))を設定し、労使間での協定締結を促進する。

### 3. 経済・業界団体への要請

過重労働解消に向けた自主的取組みや発注元企業の取引慣行見直し等の要請を共同で行う。

### 4. 過重労働解消・防止など、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業の応援

働きやすい職場づくりの模範的企業を効果的にPRする方策等を検討する。

1～4を効果的に進めるため、「大阪働き方改革推進会議」を活用するなど、使用者団体や労働者団体等に協力を求める。